

豊中市 子ども健やか 育み条例



※この条例では、おおむね18歳までを「子ども」としています。

みなさんは、一人ひとりがかけがえのない存在です。
いかなる差別をうけることなく、一人の人間として大切にされ、人権が尊重されなければなりません。
豊中市では、子どもの人権を大切にしながら、子どもがまわりの人から愛され、自分らしく健やかに育つことのできるまちをめざし、平成25年(2013年)に子ども健やか育み条例(市の基本ルール)をつくりました。



相談窓口

友だち追加はこちら

子どものための
ライン相談



とよなかつ子ライン 18歳未満の子ども専用[LIN]
(水曜日/17時~21時 受付は20時30分まで) こども支援課
市立学校で配布のタブレット端末からも利用できます

どこに
相談していいかわからないとき

とよなかつ子ダイヤル
18歳未満の子どもがかけられる専用電話(フリーダイヤル)
こども支援課

365日24時間 ☎0120-307-874

子どものための
相談電話

子ども専用 子どもの悩み相談フリーダイヤル
大阪府

365日24時間 ☎0120-7285-25

24時間子供SOSダイヤル
原則として、電話をかけた所在地の教育委員会

365日24時間 ☎0120-0-78310
都道府県が指定都市の相談機関に接続されます

いじめや
友だちのなやみ
学校になじめない、
不登校などのなやみ

児童生徒課 生徒指導係
(月~金曜日/10時~17時) ☎06-6866-0783

児童生徒課 創造活動係
(火~土曜日/9時~17時) ☎06-4866-6310

不安な気持ちや、
学校生活にかかわるなやみ

教育相談(電話相談) 児童生徒課 教育相談係
(月~金曜日/9時~17時) ☎06-6840-8121

ヤングケアラー相談

こども安心課
(月~金曜日/9時~17時15分) ☎06-6852-5544

虐待のなやみ
保護者からの体への暴力、
言葉の暴力、食事を与えて
もらえないなど

こども安心課
(月~金曜日/9時~17時15分)
☎06-6852-8448

夜間・休日虐待通告

大阪府子ども家庭センター 夜間・休日虐待通告専用電話
(月~金曜日/17時45分~翌朝9時) ☎072-295-8737
土・日曜日・祝日・年末年始

保護者のみなさまへ

このパンフレットは、平成25年4月から施行された「豊中市子ども健やか育み条例」について、子どもたちに知ってもらうために作成したものです。
子どもが健やかに成長するために大切なことは何か、そのためにはどうしたらいいのか、お子さんと一緒に話し合ってみてください。
条例は豊中市のホームページなどでご覧になれます。

豊中市子ども健やか育み条例 検索

豊中市 子ども健やか 育み条例って?

豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、
子どもや子育て家庭に関わるすべての人がつながり、
社会全体で子どもを愛情深く育むまちづくり

保護者

- 責任をもって子どもを育てるよ。

会社やお店

- 見学や職業体験等の機会をつくるよ。
- 子育てを応援するよ。

学校等

- 子どもが安全に安心して過ごせるようにするよ。
- 子どもの個性や能力を大切にすよ。

地域

- 子どもを見守るよ。
- まちの行事やお祭等、体験や交流できる機会をつくるよ。
- 子育てを応援するよ。

豊中市

- 子どもの人権を守るよ。
- 子どもが健やかに育つまちづくりを計画的にすすめるよ。
- 計画をつくる時には、子どもの声をきくよ。
- 子育てを支えるよ。

大人は、みんなで協力し子どもの育ちを支えます

- 取り組みをすすめるための約束ごと**
- 子どもの人権を尊重し、一人ひとりを大切にします。
 - 子どもの思いや意見をきき、子どもにとって一番いいことは何なのかを、子どもと大人と一緒に考えます。
 - 子どもが個性や能力を發揮しながら育つことを大切にします。

生きる権利

子どもは、一人ひとりの命が大切にされ、安心して生活し、健やかに成長することができます。

自分のことを大切にね。

みんなはかけがえのない大切な存在なんだよ。

生きていくうえですべての基礎となる、とても大切なことだと思うな。

自分かわりはいないと言われてうれしかったよ。

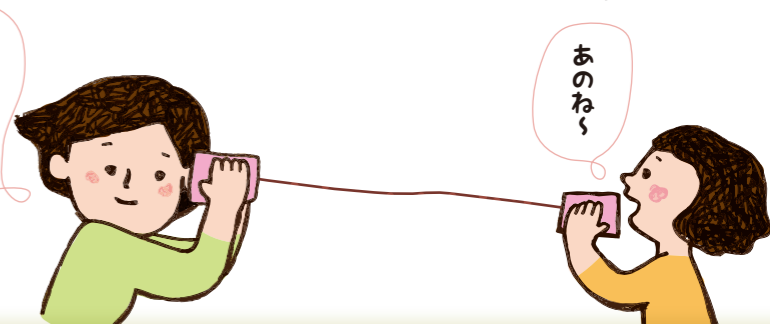
生まれてこなければよかったなんていない。生きることに意味があると思う。

「子どもの人権」って？
どんなものがあるか
考えてみよう

育つ権利

子どもは、家庭や地域の中で、まわりの人から愛され、信頼され、認められながら、遊びや学びを通して自分の個性や能力を発揮し、その力を伸ばすことができます。

自分の人権が守られていないと感じたら...



子どもは、困ったり、悩んだりしたときは、相談することや助けを求めることができます。

大人でも子どもでも、人権を侵害してはいけません。
豊中市では、子どもの人権が守られていないときや子どもが困っているとき、いっしょに解決するための方法を考えます。

話すだけでも、気持ちが楽になるよ。

ひとりじゃないから大丈夫。

一人で抱え込まずに、相談して聞いてもらうことも大切なんだね。

話したくないことを言わなくてよかったり、電話を切りたくなったら切ってもいいと思うと、落ち着いて言える気がするよ。

子どものことを考えた相談方法があるといいな。

困ったときは話をきくよ

自分のこと、友だちのこと、学校のこと、おうちのことなどで、つらい思いやしんどい思いをしていませんか。豊中市には、子どものどんな相談でも受け付ける窓口や、さまざまな困りごとに対応した窓口があります。一人で悩まないで、話をしてみませんか？

わたしも話せたよ...

うまく話せなくても大丈夫だよ。
名前を言わなくても、相談できるよ。

子どもから相談があったら...

子どもの話や気持ちをじっくりきくよ。

どうしたらいいのかが一緒に考えるよ。

秘密は守るよ。

守られる権利

子どもは、あらゆる差別や虐待(からだや心を傷つけるようなひどいあつかい)、いじめから守られます。

虐待やいじめを受けるなんておかしいと思う。

知っている人に相談できない・したくない時は、相談窓口があるから電話してね。

性別や障害、親や生まれた国に関係なく、すべての子どもが守られるべきだと思うな。

しんどいときに気づいて助けてくれたり、支えたりしてほしいな。

参加する権利

子どもは、家庭や学校、地域などで自分や子どもに関わりがあることについて、自分の意見を言うことができます。また、友人をつくり、友人と集うことができます。

大人のいうことばかりをきかなくても、子どもも考えたり、自分の考えを伝えていいと思うと気持ちが楽になったよ。

子ども本人の意見をきかないと、わからないことがあるよ。

自分のことは自分で決めたいな。

子どもとしっかり向き合い、意見や思いを受け止めるよ。

他の人の権利も大切

自分の権利だけではなく、他の人の権利も大切にすることで、みんなが幸せになることができます。

大人には子どもの権利を大切にしたいけれど、子どもはそれをらん用してはいけないと思うな。

お互いを尊重し合い、楽しく過ごしたいよ。

家族や友だちを大切にね。

友だちのもちあじを尊重してほしいな。

自分が当たり前と思っていることでも、他の人にとっては違うこともあるよ。

の4つの権利は、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」で決められたものです。この条約は、すべての子どもの幸せを願い、1989年に世界の国々(国際連合)で話し合っ決めて決めたもので、日本も1990年に加わりました。

やの言葉は、小中学校で行った条例の出前講座や、条例をつくる時に行ったヒアリングでの子どもや大人の意見を参考にしたものです。